

情報開示に関する規約

(前 文)

情報開示は、生協の「公開性と透明性」を高める上できわめて重要です。情報開示は、組合員の「知る権利」を保障し、組合員が自主的に行動や判断をする上で不可欠です。情報開示を通じて、生協の「自治能力」を高め、社会に対する説明責任を果たします。

(総 則)

第1条 この規約は、定款第82条の規定に基づき、生協の事業と財務の状況に関する情報開示にあたって、その基準や範囲および手続きについて定めます。

(情報開示)

第2条 生協は、広報活動を通じて組合員および社会に対し定款の定める事業と財務の状況に関する情報を、積極的に開示することに努めます。

- 2 生協は、消費生活協同組合法、消費生活協同組合施行規則、消費生活協同組合財務処理規則および定款で定められた情報開示に関する規定を遵守します。
- 3 組合員は、生協の事業と財務の状況について、知りたい情報の開示を求めることができます。

(開示情報の項目)

第3条 前条第3項に定める情報の項目は、以下の通りとします。

- 1) 経営および運営に関する事項
 - 2) 商品に関する事項
 - 3) 会計・決算に関する事項
 - 4) 資産管理に関する事項
 - 5) 総務・法務に関する事項
 - 6) 組合員活動に関する事項
 - 7) 機関会議・諸会議に関する事項
 - 8) 役職員等人事管理に関する事項
 - 9) 子会社および関係団体に関する事項
 - 10) 監査に関する事項
 - 11) その他の事業および財務の状況に関する事項
- 2 前項の会計・決算に関する事項で開示の対象となる情報は、その情報の直接の資料となった書類、その他その情報を実質的に補充する書類に限ります。
 - 3 子会社に関する情報開示は、生協と同様に行います。
 - 4 情報の適正な管理のための項目と細目は別に定め、組合員の請求に応えます。

(情報の非開示基準)

第4条 生協による情報開示は、個人のプライバシーの侵害や、違法行為があったり、取引上の信義誠実の原則に違反してはいけません。また、事業の円滑な遂行に

障害をもたらしたり、あるいは、組合員全体の利益を損うものであってはいけません。

- 2 生協は前項をふまえ、次の情報については開示しないことにします。
 - 1) 著作権法、特許法など法令により非公開が義務付けられている事項
 - 2) 契約により非公開が義務付けられている事項
 - 3) 犯罪の予防上必要な事項
 - 4) 個人のプライバシーに関する事項
 - 5) 取引上、守秘すべき事項
 - 6) 合議による意思形成過程にあり、開示することにより合意形成に、障害をもたらすおそれがある事項
 - 7) その他、開示することで、事業の円滑な遂行に、明らかな障害をもたらすおそれのある事項、あるいは組合員全体の利益を損うおそれのある事項
- 3 個人のプライバシー保護に関する規則は、別に定めます。

(目的外使用の禁止)

第5条 組合員は、生協の事業と財務の状況に関する情報を、生協の事業のために使用するものとし、生協の事業以外の目的に使用してはいけません。

- 2 生協は組合員からの情報開示請求が、以下の事由に該当すると認められる相当な理由がある場合には情報を開示しません。
 - 1) 当該情報の請求が、目的外使用のおそれがある場合
 - 2) 請求された当該情報が、生協との紛争に利用されることが明らかな場合

(情報開示請求の手続き)

第6条 組合員は、知りたい情報の開示を求めるときは、生協に対して、氏名・住所・連絡先・開示を求める情報の内容・情報の使用目的および開示の方法を明らかにして行うものとします。

- 2 生協は情報開示請求があった場合、第4条および第5条に該当する場合を除き開示するものとします。
- 3 生協は原則として、情報開示請求のあった日から1ヵ月以内に開示するものとします。万一やむを得ない事由により1ヵ月以内に開示できない場合は、さらに1ヵ月以内で、開示を延長することができます。
- 4 前項の規定に係わらず、情報開示請求が決算期など、業務活動に重大な影響をおよぼすおそれのある時期にされた場合、生協は開示の時期を変更することができます。
- 5 生協は、請求者の希望とは異なる方法で開示することがあります。
- 6 生協は、開示請求がされた情報が、第4条および第5条に該当する場合、その全部または一部を開示しないことがあります。ただし、そのときには請求者に対し、非開示の理由を明らかにします。

7 開示請求手続きに関しては、この規約の定めるもののほか別に定めます。

(情報開示再請求の手続き)

第7条 前条第6項に基づき、情報の全部または一部が非開示とされた組合員は、理事会または監事会に対し、20名以上の組合員連名で、当該情報について開示を再請求することができます。

2 組合員が前項に基づき情報開示再請求をする場合は、次の事項を明らかにして当初の請求者を含む20名以上の組合員が、連名で自署・捺印して行います。

- 1) 当初の請求者の氏名および連絡方法
- 2) 当初の請求者を含む20名以上の組合員の氏名・住所・組合員番号
- 3) 開示を求める情報の項目および内容（非開示とされた項目および内容）
- 4) 情報の使用目的
- 5) 希望する開示の方法

3 開示再請求された情報について、理事会または監事会が開示と決したときは、再請求者および同意者に対し、前条の規定を準用して開示します。

4 開示再請求された情報について、理事会または監事会が非開示と決したときは、再請求者および同意者に対し、非開示の理由を明らかにします。

5 開示再請求手続きに関しては、この規約の定めるもののほか別に定めます。

(非開示情報の再々請求の禁止)

第8条 前条に基づく情報開示再請求を行い、生協が非開示としたときは、同一内容の情報について、再請求者および同意者の再々請求は、できないものとします。

(必要な規定等の制定)

第9条 この規約の実施に必要な規定等は、別に定めるものとします。

(規約の改廃)

第10条 この規約の改廃は、総代会で行います。

(附 則)

この規約は、2001年 6月 8日より実施します。

2008年 6月25日一部改訂。

《別紙 非公開事由》

1 個人のプライバシー保護に関する事項

【個人に関する情報で、特定の個人が識別または識別される可能性のあるもの】

- 1) 戸籍的事項に関する情報（氏名、住所、電話番号など）
- 2) 経歴に関する情報（学歴、職歴など）
- 3) 心身に関する情報（心身障害、疾病、負傷など）
- 4) 財産状況に関する情報（所得、資産状況など）
- 5) 思想、信条に関する情報（生協として該当無し）
- 6) 上記以外の個人生活に関する情報（家庭状況、居住状況など）

2 取引先および関係団体の機密に関する事項

【取引先等が公開していることが明らかでなく、公開することにより取引先等の活動利益を害するおそれのあるもの】

- 1) 取引先等の技術ノウハウ、その他技術上の秘密に関する情報
- 2) 取引先等の営業活動上の秘密に関する情報
- 3) 取引先等の信用力に関する情報
- 4) 取引先等の内部に関する情報
- 5) その他、公開することで取引先等の活動利益を害するおそれのある情報

3 生協の機密に関する事項

【公開することにより生協の活動利益を損ったり、運営に混乱をきたすと判断されるもの】

- 1) 生協の技術ノウハウ、その他事業活動上の秘密に関する情報
- 2) 生協の運営に重大な支障をきたす、危険のある情報
- 3) 生協の事業や事務の公正または適性な執行を妨げるおそれのある情報

4 理事会または監事会で検討し、公開が妥当でないと判断された事項